様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2026年 1月29日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）きょうとらいちょうかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 京都雷鳥株式会社  （ふりがな）しん　けん  （法人の場合）代表者の氏名 秦　健  住所　〒601-1331  京都府 京都市伏見区 醍醐南端山町１５－３９  法人番号　9130001063941  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進への取り組み | | 公表日 | ①　2025年11月28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　自社コーポレートサイト内の「DX推進への取り組み」ページにて公表している。 ページ下段の言語切替にて「日本語」を選択すると、日本語のDX関連情報が表示される。  　https://www.yulayula.com/page/xkDdJKdhFjw43/post/1?enableHeaderBackBtn=false  　自社ウェブサイト「DX推進への取り組み」ページ内「1．DX推進に関する基本方針」 | | 記載内容抜粋 | ①　当社は、「デジタル技術を活用した新たな価値創出と、事業ポートフォリオの多様化による持続的成長」を  中長期的な経営ビジョンとして掲げている。現時点の主力事業はECおよび実店舗での小売事業であり、  これを安定した収益基盤として堅実に継続しつつ、AI・データ・クラウド等の情報処理技術を活用した  新規デジタルサービス事業（AI命理分析サービス）を立ち上げることで、  「既存の小売・EC事業」と「新規のAI・デジタルサービス事業」という二本柱の体制を構築することを目指している。  DXは、単なる業務のIT化ではなく、この経営ビジョンを実現するための中核的な経営戦略と位置付けている。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　当社は取締役会非設置会社であり、会社法上、代表取締役が経営に関する重要事項の  最終意思決定を行う体制としている。  そのため、本DX方針およびDX戦略の内容については、  取締役会に準ずる意思決定機関としての代表取締役による決定・承認に基づき、公表している。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進への取り組み | | 公表日 | ①　2025年11月28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　自社コーポレートサイト内の「DX推進への取り組み」ページにて公表している。 ページ下段の言語切替にて「日本語」を選択すると、日本語のDX関連情報が表示される。  　https://www.yulayula.com/page/xkDdJKdhFjw43/post/1?enableHeaderBackBtn=false  　自社ウェブサイト「DX推進への取り組み」ページ内「3．DX戦略（概要）」  「3．DX戦略（概要）」  「4．DX推進体制」  「5．DXに関するKPI」  の各項目 | | 記載内容抜粋 | ①　当社は、以下の四つを柱とするDX戦略を掲げている。  （1）新規デジタルサービス創出  　東アジアで用いられてきた命理ロジックをデータモデルとして整理し、AIと組み合わせた  　AI命理分析サービスとして提供する。いわゆる短期的な「占い」ではなく、  　生年月日・出生時間などのライフデータに基づき、性格傾向やライフパターンを分析する  　ライフデータ分析・自己理解支援サービスとして設計する。  　中・日・英の多言語対応を行い、サブスクリプション型SaaSとして展開する。  （2）データドリブン経営への転換  　サービス利用状況・継続率・行動データ等を収集・分析し、サービス改善やマーケティング最適化に活用する。  　蓄積されたデータをもとに、AIモデルの継続学習やレコメンド機能の高度化を進め、  　「データが蓄積されるほどサービスが進化する」状態を目指す。  （3）業務プロセスのデジタル化  　新規AI命理分析事業では、ユーザーが生年月日および出生時間といった最小限の情報を入力するだけで、  　AIが命理ロジックに基づき、職業選択（キャリア）、婚姻・パートナーシップ、  　資産形成（ライフプラン・マネープラン）、人間関係などの観点から総合的な助言を  　自動生成できるよう、業務プロセスを最初からデジタル前提で設計する。  　具体的には、「入力 → 分析 → 結果提示 → 履歴保存」までの一連の流れをクラウド上で一元管理し、  　少人数でも多くの利用者に対して安定してサービス提供ができる仕組みを整備する。  （4）最新の情報処理技術を活用するための環境整備  　新規AI命理分析サービスでは、クラウドファーストの方針に基づき、  　スケーラビリティと可用性、セキュリティに優れたクラウド環境上にSaaS基盤を構築する。  　AI推論処理にはGPUクラウドを利用し、将来的なユーザー数の増加やモデル更新にも柔軟に対応できるようにする。  　サービス内部はAPIベースのアーキテクチャとし、他サービスとの連携や機能拡張が行いやすい構成とする。  　また、AI命理分析サービスで扱うユーザーデータと既存EC・小売事業の顧客データは物理的・論理的に分離して管理し、  　暗号化・アクセス権限管理・バックアップ等の対策により、プライバシー保護とセキュリティを確保する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　当社は取締役会非設置会社であり、会社法上、代表取締役が経営に関する重要事項の  最終意思決定を行う体制としている。  そのため、本DX方針およびDX戦略の内容については、  取締役会に準ずる意思決定機関としての代表取締役による決定・承認に基づき、公表している。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進への取り組み  　自社ウェブサイト「DX推進への取り組み」ページ内「4．DX推進体制と人材育成・確保」 | | 記載内容抜粋 | ①　当社は、以下の体制でDXを推進する。  DX統括責任者：代表取締役社長　秦 健  　DX戦略全体の方針決定・投資判断・優先順位付けを行う。  DX推進チーム：  　AI開発パートナー、システム開発担当（SaaS・多言語対応）、データ分析担当、  　マーケティング担当（国内外デジタルマーケティング）から成る少数精鋭のチームを編成し、  　新規AI命理分析サービスの企画・開発・運用を行う。  DX推進会議：  　月次で開催し、進捗・KPI・リスク・投資状況を共有・レビューする。  DX戦略の推進に必要な人材育成・確保については、社内メンバーがプロジェクトマネジメントや要件定義・企画を担い、  AI技術やクラウド等の専門的なスキルについては外部の開発会社・専門家との協業により補完する方針としている。  また、DX推進チームのメンバーを中心に、クラウドツールやデータ活用に関する勉強会・情報共有を継続的に行い、  将来的には既存事業の担当者も含めてDX関連業務に従事する人材比率を高めていく。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進への取り組み  　自社ウェブサイト「DX推進への取り組み」ページ内  「3．DX戦略（概要）」中の「（4）最新の情報処理技術を活用するための環境整備」 | | 記載内容抜粋 | ①　（4）最新の情報処理技術を活用するための環境整備  　新規AI命理分析サービスでは、クラウドファーストの方針に基づき、  　スケーラビリティと可用性、セキュリティに優れたクラウド環境上にSaaS基盤を構築する。  　AI推論処理にはGPUクラウドを利用し、将来的なユーザー数の増加やモデル更新にも柔軟に対応できるようにする。  　サービス内部はAPIベースのアーキテクチャとし、他サービスとの連携や機能拡張が行いやすい構成とする。  　また、AI命理分析サービスで扱うユーザーデータと既存EC・小売事業の顧客データは物理的・論理的に分離して管理し、  　暗号化・アクセス権限管理・バックアップ等の対策により、プライバシー保護とセキュリティを確保する。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進への取り組み | | 公表日 | ①　2025年11月28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　自社コーポレートサイト内の「DX推進への取り組み」ページにて公表している。 ページ下段の言語切替にて「日本語」を選択すると、日本語のDX関連情報が表示される。  　https://www.yulayula.com/page/xkDdJKdhFjw43/post/1?enableHeaderBackBtn=false  　自社ウェブサイト「DX推進への取り組み」ページ内「5．DXに関するKPI（指標）」 | | 記載内容抜粋 | ①　当社はDXの進捗と成果を可視化するため、以下の指標を設定している。  ・AI命理分析サービスのユーザー数  　1年目：5,000人  2年目：20,000人  　3年目：40,000人  ・DX関連売上高  　1年目：約7,200万円  2年目：約2億8,800万円  　3年目：約5億7,600万円  ・生産性向上  　分析1件あたり処理時間を、従来30〜60分相当から数秒程度まで短縮し、  　100〜300倍の生産性向上を目標とする。  ・付加価値額の成長率  　年 +3％以上を目標とする。  ・DX関連業務に従事する人材比率  　全従業員のうち、DX関連業務に従事する人材比率30％以上を目指す。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年11月28日 | | 発信方法 | ①　DX推進への取り組み  　自社コーポレートサイト内の「DX推進への取り組み」ページにて公表している。 ページ下段の言語切替にて「日本語」を選択すると、日本語のDX関連情報が表示される。  　https://www.yulayula.com/page/xkDdJKdhFjw43/post/1?enableHeaderBackBtn=false  　自社ウェブサイト「DX推進への取り組み」ページ内  「7．代表メッセージ（DX宣言）」部分 | | 発信内容 | ①　代表取締役　秦 健  京都雷鳥株式会社は、これまでECおよび実店舗での小売事業を中心に事業を展開してきました。  今後は、AI・データ・クラウドといったデジタル技術を活用し、  従来とは異なる新たな価値を提供するデジタルサービス事業にも挑戦してまいります。  DXは、当社にとって単なるIT導入ではなく、  「既存の小売・EC事業」と「新規のAI・デジタルサービス事業」という  二本柱を築くための中長期的な経営戦略です。  私自身がDX推進の責任者として先頭に立ち、  社内外のパートナーとともに、情報セキュリティやプライバシー保護にも配慮しながら、  持続的な成長と価値創出を実現していく所存です。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 10月頃　～　2025年 11月頃 | | 実施内容 | 【課題把握結果の記載箇所】  　別添「京都雷鳥株式会社 DX戦略書（案）」の  　・1．会社概要と事業環境  　・4．具体的なDX施策  　・5．ITガバナンス・情報セキュリティ  　の各項目に、現状の業務および情報処理システムに関する課題と、  　それに対する対応方針を記載している。  【課題把握の内容（概要）】  　代表取締役が中心となり、既存のEC・小売事業および新規AI命理分析サービスにおいて  　利用する情報処理システムについて、以下の観点から課題を整理した。  　・既存のEC・小売事業では、在庫・売上・顧客情報が複数のツールに分散しており、  　　集計・分析に手作業が残っていること  　・新規AI事業では、AIモデル開発、SaaS基盤、データ基盤、セキュリティ対策など、  　　初期段階で設計すべき項目が多く、設計方針を明確にする必要があること  ・個人のライフデータ（生年月日・出生時間等）を扱うため、  　　プライバシー保護とセキュリティレベルを十分に確保する必要があること  　これらの課題認識を踏まえ、クラウドファーストの採用、データ分離と用途限定、  　アクセス権限管理、バックアップ体制整備等をDX戦略・システム方針に反映させている。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 11月頃　～　2025年 11月頃 | | 実施内容 | 当社は、AI命理分析サービスおよびEC・小売事業における情報セキュリティを重要な経営課題と位置付け、  代表取締役が責任者となって以下のような対策方針を決定し、順次実施している。  ・情報セキュリティ基本方針の策定と社内周知  　自社ウェブサイトに「情報セキュリティ基本方針（DX関連）」を掲載し、  　個人情報保護・不正アクセス防止等に関する基本的な考え方を明示する。  ・アクセス権限管理と認証  　業務システムや管理画面へのアクセスについて、ID・パスワードを適切に管理し、  　権限は業務上必要最小限に限定する。退職・異動時には速やかに権限を見直す。  ・クラウドサービスの安全性確認  　AI命理分析サービスや社内ツールで利用するクラウドサービスについては、  　セキュリティ認証（ISO27001等）の取得状況や運用体制を確認し、信頼性の高いサービスを選定する。  ・データ保護  　ユーザーの生年月日・出生時間などのライフデータおよび個人情報については、  　暗号化や匿名化等の手段により保護し、利用目的を「ライフデータ分析およびサービス改善」に限定する。  　AI命理分析サービスと既存EC・小売事業の顧客データは物理的・論理的に分離して管理する。  ・バックアップとインシデント対応  　重要データの定期的なバックアップを行い、万一の障害発生時に備える。  　情報漏えい等のインシデントが発生した場合の対応フロー（原因究明・影響範囲の確認・再発防止策）を決め、  　代表取締役のもとで迅速に対応できるようにしている。  以上のように、サイバーセキュリティに関する基本的な対策について、経営層が方針決定を行い、  クラウドサービスの選定・アクセス管理・データ保護・インシデント対応等を順次実施している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。